

地域ぐるみで子どもを育む仕組み「地域協育ネット」の概要

1 「地域協育ネット」推進の背景

(1) 学校・家庭・地域が連携した仕組みづくりの必要性

近年、少子化、都市化、情報化等、社会環境が大きく変化する中で、規範意識の低下、生活習慣の未確立、コミュニケーション能力の低下など、子どもたちの育ちに関する様々な課題が指摘されています。

こうした中、学校では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に向けた教育活動の一層の充実とともに、児童生徒の問題行動への対応、特別支援教育やキャリア教育の充実、情報教育や環境教育等の現代的課題への対応等、多くのことが求められています。

一方、地域に目を向けると、人々の地縁的なつながりが薄れてきており、かつて多くの地域で見られていたような、地域での子ども同士遊びや子どもたちと大人の交流といった光景は少なくなってきました。また、家庭においても、核家族化や地域における人間関係の希薄化等を背景に、子育てに関する悩みや不安を一人で抱えている保護者が増えていると指摘されています。

子どもたちの「生きる力」は、学校における組織的・計画的な学習とともに、親子のふれあいや友だちとの遊び、地域の人々との様々な体験を通して根付いていくものです。こうした環境を子どもたちに保障していくために、学校・家庭・地域の連携が必要であることはこれまでとも言われてきたことですが、今求められているのはそのための具体的な体制づくりです。

改正教育基本法を受けて平成20年に策定された国の教育振興基本計画では、今後取り組むべき施策の方向の一つとして、「学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」と掲げられ、「『連携・協力』を掛け声に終わらせず、それぞれの役割と責任を自覚した上で、だれもが参加できる具体的な仕組みをもつものとして社会に定着させることをめざす」ことが示されました。学校・家庭・地域の連携を実際に機能するものとして定着させるためには、各地域の関係者が互いに連携して、継続性のある具体的な仕組みづくりを進めていくことが重要です。

(2) 本県のこれまでの取組

本県では、これまで、「学校支援地域本部事業」や「コミュニティ・スクール推進事業」をはじめとした諸事業により、学校・家庭・地域の連携に向けた体制づくりを進めてきました。こうした取組を通して、ボランティアの組織化による教育支援活動の充実や、地域の人々の参画を得た学校運営の充実等、多くの成果が報告されました。

その反面で、支援者をつなぐコーディネーターの確保や、一つの地域での支援活動の重複、学校間の連携の不足等の課題も指摘されています。

学校・家庭・地域の連携による教育力向上を一層図るためには、個々の事業に留まらず、子どもたちが生活する地域の体制がどのようになればよいのかという視点で、取組をより総合的・俯瞰的に見て体制づくりをしていくことが求められていると言えます。

2 15年間の子どもの育ちや学びを地域ぐるみで支援する仕組み

－ 「地域協育ネット」 －

「地域協育ネット」は、幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援することを意図した体制です。「地域協育ネット」の「協育」という言葉には、学校・家庭・地域が「協」働して、子どもたちの生きる力を「育」むという思いが込められています。

具体的な形は市町の考えや地域の特性により一様ではありませんが、県教委では、次の点を重視しながら各地域の仕組みづくりを支援しています。

(1) 中学校区を一まとまりとした運営

幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを、継続的に地域ぐるみで見守り、支援するという意図から、概ね中学校区を一まとまりとした体制づくりを推進しています。

(2) 推進母体となる組織の確保

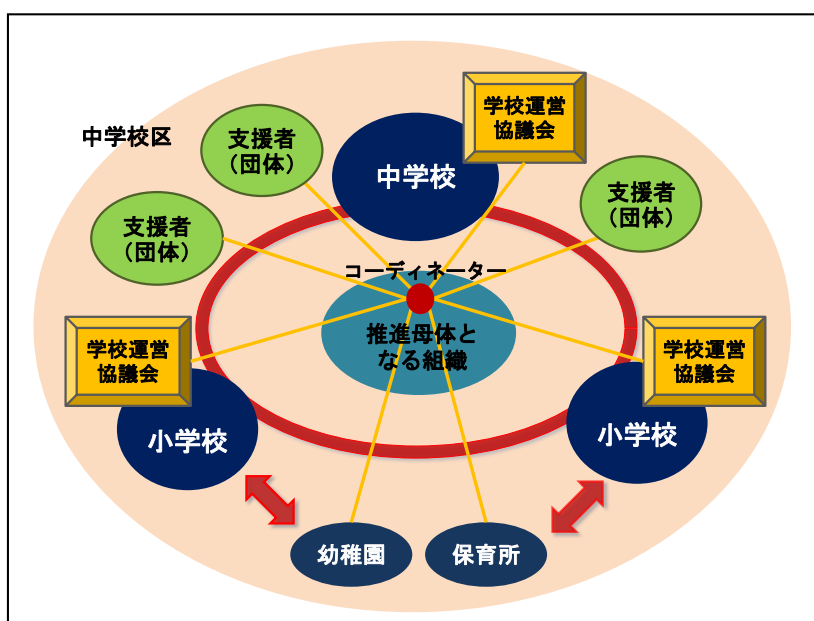
校区の課題を共有し、支援活動を企画立案するための協議の場となります。現在、取組が進められているほとんどの地域では、公民館や学校運営協議会などの既存の組織を生かしながら運営がなされています。

(3) コーディネーターの配置

学校や支援組織・団体等との連絡調整を担います。「地域協育ネット」においては、キーパーソンとして、その果たす役割は非常に重要です。本県では、年間4期に分けて研修会を開催し、コーディネーターの養成に努めています。

(4) 学校運営協議会の設置

学校が地域住民の思いやニーズを共有し、地域に開かれた学校経営を継続的に進めていくために、各小・中学校での設置を推進しています。



「地域協育ネット」のイメージ

3 「地域協育ネット」のめざすもの

(1) 子どもたちの「生きる力」の育成

「地域協育ネット」は、子どもたちの幼児期から中学校卒業程度までの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための仕組みであり、すでに述べたように、その目的の一つは、子どもたちの「生きる力」の育成です。

学校の教育活動などにおいて、地域の多様な教育資源（ヒト、モノ、コト）を積極的に生かすとともに、地域活動への参加を通して子どもたちの体験活動を充実させ、さらには、幼児期からの子どもの育ちや学びを地域全体で支えていくことが、子どもたちの「生きる力」を育むことにつながります。

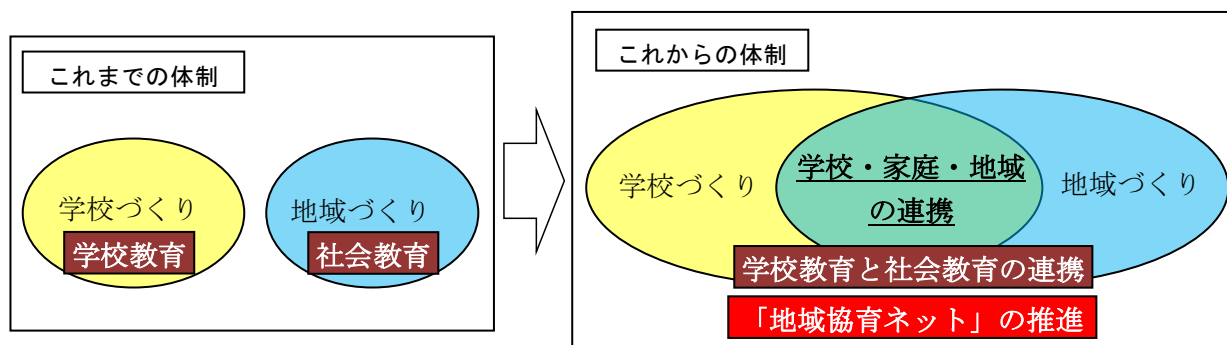
(2) 幼保・小・中の連携の促進

15年間の子どもの育ちや学びを地域ぐるみで支援するためには、まず、同じ中学校区内の幼保・小・中が目標を共有し、互いに連携し合うことが不可欠です。支援活動等を通して、PTAの交流が図られ、幼保・小・中の連携が強化された事例や、公民館の行事に小学生や中学生が参加することにより、小・中の連携が強化された事例もあります。

(3) 学校づくりと地域づくりの一体的な推進

学校においては、仕組みづくりを進めることにより、子どもたちの生活基盤の共通性や発達の連続性を視野に入れた学校運営がより確かなものになります。一方で、地域の人々が子どもたちにかかわることにより、子どもの成長とともに大人の成長も促し、さらには、子どもを介して地域の絆を強めていくことにもつながります。

このように、学校と地域が連携して仕組みづくりを行うことは、学校づくりと地域づくりを一体的に推進することになります。また、「学校がよくなれば地域がよくなる」「地域がよくなれば学校がよくなる」という相乗効果をもたらします。



(4) 家庭の教育力の向上

地域の中に仕組みをつくることにより、身近な地域で顔が見える関係が構築でき、孤立しがちな家庭に対しても、同じ立場で柔軟に活動できる人々の協力を得ながら、きめ細かな支援を行うことができやすくなります。

4 平成23年度実践協力校区的取組

「地域協育ネット」推進に当たって、仕組みづくりの具体的実践方法や成果・課題等を情報提供していただくために、平成23年度は、市町教委の協力を得て、県内25校区を実践協力校区に指定しています。

(1) 推進母体による分類

平成23年度実践協力校区的状況を推進母体別に見ると、概ね次の4つに分類することができます。

① 学校運営協議会を推進母体としている校区

学校運営協議会は、保護者や地域住民の声を学校運営に生かすための協議会です。このような協議会がすでに設置されているところの中には、この協議会を活用して、活動している校区があります。

② 公民館を推進母体としている校区

公民館は、地域の様々な人が「つどい」「まなび」「むすぶ」役割を担っています。この公民館を中心に協議会を設置し、公民館長がコーディネーターとしてその役割を果たしている校区があります。

③ 地域教育協議会（学校支援地域本部）を推進母体としている校区

学校支援地域本部事業を活用している校区では、支援計画や推進方策を検討する地域教育協議会が推進母体となり進められている事例が多く見受けられます。

④ その他の地域組織を推進母体としている校区

まちづくり協議会、社会教育委員協議会、放課後子ども教室運営委員会等の地域の組織を推進母体として運営がなされている校区もあります。

(2) 活用されている事業

各校区では、次のような県教委の事業を活用しながら、「地域協育ネット」の運営が行われています。

- ① コミュニティ・スクール推進事業
- ② 学校支援地域本部事業
- ③ やまぐち教育応援団
- ④ 地域スポーツ人材の派遣
- ⑤ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
- ⑥ 放課後子ども教室推進事業
- ⑦ 総合型地域スポーツクラブの育成
- ⑧ 家庭教育支援チームによる支援
- ⑨ 家庭教育アドバイザー養成講座

（事業概要については、「Ⅲ 地域協育ネット推進にかかる関連事業」参照）